

継続

原議保存期間	3年(平成34年3月31日まで)
有効期間	一種(平成34年3月31日まで)

各管区警察局広域調整担当部長
警視庁組織犯罪対策部長 殿
各道府県警察本部長
各方面本部長

警察庁丁暴発第83号
平成31年3月19日
警察庁刑事局組織犯罪対策部
暴力団対策課長

暴力団離脱者の雇用機会確保事業推進上の職業安定機関との協力に関する留意事項について

暴力団員の離脱促進事業及び暴力団離脱者の社会復帰対策事業は、暴力団総合対策の重要な柱の一つであるが、その実効を期するためには、暴力団離脱者のための安定した雇用の場の確保、すなわち雇用機会確保事業がとりわけ重要である。既に、暴力団員の組織離脱が相次ぐ現在の暴力団情勢を踏まえ、数県において、警察及び都道府県暴力追放運動推進センター（以下「都道府県センター」という。）と職業安定機関、保護矯正関係機関等の関係行政機関や事業者団体その他の団体との協力により暴力団を離脱した者の安定した雇用の場の確保のための連絡組織が設立され、暴力団離脱者を就業させることに成功しているほか、多くの都道府県においても同様の組織が準備、検討されているところである。

この種の事業の効果的な推進のためには、職業安定機関との協力が必要であるところ、当庁では、労働省と協議の上、みだしの件について下記のとおり取りまとめたので、事務処理上遺漏のないようにするとともに、都道府県センターにおいても、これを踏まえて事務処理が図られるよう必要な配慮を加えられたい。

なお、本通達の発出については、労働省職業安定局業務調整課と協議済みであり、本通達と並行して、労働省職業安定局業務調整課長から各都道府県労働主管部（局）長あてに別添1の通達が発出されているので参考にされたい。

記

1 協力関係の基本

警察は、暴力団離脱者に対して安定した雇用の場を確保するため、職業安定機関の所掌事務の範囲内において必要な協力を得るものとする。

2 相互の連絡

都道府県警察及び都道府県センターと職業安定機関は、当該都道府県の実情に応じ、連絡協議の場を設ける等必要な連絡を取り合うものとする。

3 暴力団からの離脱に伴い必要となる措置

暴力団離脱希望者に対する離脱・就労の意志の確認、離脱に係る暴力団による脱退妨害行為の防止、受入先企業の保護対策その他暴力団からの離脱であることに伴い必要となる事項は、都道府県警察及び都道府県センターにおいて行うこととする。

4 暴力団を離脱した者の求職活動に対する援助

都道府県警察及び都道府県センターは、暴力団離脱者の求職に係る相談について職業安定機関と必要な協議を行うとともに、公共職業安定所における職業相談、事業所における採用面接に際して暴力団離脱者に帯同する等、必要な援助をすることとする。

5 受入れ賛同企業の募集等

都道府県警察及び都道府県センターは、受入れ賛同企業の開拓に努めるほか、その募集した受入れ賛同企業のリストを公共職業安定所に提供する等、職業安定機関に対し、必要な協力を行うこととする。

6 都道府県外に就業を希望する暴力団離脱者に対する雇用機会確保事業推進上の各都道府県警察間及び各都道府県センター間の協力

暴力団離脱者が他府県に就業を希望する場合において、関係する各都道府県警察及び各都道府県センターは、相互に協力し、職業安定機関への連絡等の必要な措置を採るものとする。

7 具体的な協力の方法

上記1から6のほか、暴力団離脱者に対する安定した雇用の場の確保に関する職業安定機関と都道府県警察及び都道府県センターの具体的な協力の方法については、当該都道府県の実情に応じ協議して定めるものとする。

なお、その概要のモデルを例示すれば、別添2のとおりとする。

別添1 略

別添2 略

【継続措置状況】

初回発出日：平成4年11月10日

(有効期間：平成31年3月31日)